

家庭数配付
保護者の皆様へ

令和2年3月24日
子育て支援課

春季休業期間中 泉新小学校の校庭利用について

日頃より、区政へのご理解・ご協力を賜りありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業中、区は、学校開放事業を休止しておりますが、春季休業期間中の校庭利用についてご案内いたします。

《臨時休業期間中について》

学校から「臨時休業期間中の小学校の校庭の利用について」の文書が保護者の皆様に通知されております。

これは、児童の健康保持の観点から、臨時休業期間中の平日については、各校の教職員の見守りにより校庭を児童の運動等の活動場所として提供する取組です。

《春季休業期間中について》

3月26日(木)から始まる春休み以降の校庭利用に関しては、臨時休業期間中の取組を引き継ぐかたちで、以下のとおり当該校児童の校庭利用の機会を設けることを計画しています。

具体的な実施日時は以下のとおりです。「各校のホームページ」等をご確認ください
いますようお願いいたします。

【泉新小学校 春季休業期間の校庭利用について】

- 1 利用できる場所： 校庭（雨天中止）
- 2 対象者： 当該校の児童（保護者・幼児・中学生等の利用はできません。）
- 3 期間および時間： 以下の期間内。（学校によって実施日時は異なります。）
 - (1) 期間 令和2年3月26日(木)～4月5日(日)（小学校の春季休業期間）
 - (2) 時間 平日：13～17時 土曜日：10～12時 日曜日：13～16時
 - (3) 感染症予防のためのルールを各校で定めています。児童の分散化を図るため、学年により受入時間を指定する場合があります。
- 4 利用にあたっての留意事項： 原則的には、臨時休業期間中の学校対応に準じます。
- 5 その他（学校開放事業について）： 団体開放は休止しています。また、体育館・図書館・教室の開放事業も休止しています。